

グループホーム
『さくらがい・第二さくらがい』
運 営 規 程

グループホーム「さくらがい・第二さくらがい」 認知症対応型共同生活介護事業・介護予防 認知症対応型共同生活介護事業運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

（事業の目的）

第1条 グループホーム「さくらがい・第二さくらがい」（以下「事業所」という。）が行う共同生活住居の入居者に対する指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活住居の管理者や従業員が、要介護者であって認知症の状態にあるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者は、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。
- 2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に努める。
 - 3 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| 一 共同生活住居の名称 | しおさいの家 |
| 所 在 地 | 石川県羽咋郡志賀町給分ホの3番1 |
| 二 共同生活住居の名称 | かがりびの家 |
| 所 在 地 | 石川県羽咋郡志賀町給分ホの3番1 |
| 三 共同生活住居の名称 | かもめの家 |
| 所 在 地 | 石川県羽咋郡志賀町給分ホの3番1 |
| 四 共同生活住居の名称 | ゆうなぎの家 |
| 所 在 地 | 石川県羽咋郡志賀町給分ホの3番1 |

第二章 従業員の職種、員数及び職務内容

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 共同生活住居の従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりである。

一 管理者 1人（兼務）

専ら共同生活住居の職務に従事する常勤の者で、共同生活住居の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

（一） 共同生活住居 しおさいの家

（二） 共同生活住居 かがりびの家

（三） 共同生活住居 かもめの家

（四） 共同生活住居 ゆうなぎの家

二 計画作成担当者 4人

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

（一） 共同生活住居 しおさいの家 1人

（二） 共同生活住居 かがりびの家 1人

（三） 共同生活住居 かもめの家 1人

（四） 共同生活住居 ゆうなぎの家 1人

三 介護従業者 16人（常勤換算）＜以上＞

管理者の指示を受け、入居者の日常生活の状況等の把握に努め認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき必要な食事、入浴及び排泄等の援助並びに金銭管理の指揮、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。

一 共同生活住居 しおさいの家 4人

二 共同生活住居 かがりびの家 4人

三 共同生活住居 かもめの家 4人

四 共同生活住居 ゆうなぎの家 4人

第三章 利 用 定 員

（入居者の定員）

第5条 共同生活住居の入居者の定員は、次のとおりとする。

一 共同生活住居 しおさいの家 9人

二 共同生活住居 かがりびの家 9人

三 共同生活住居 かもめの家 9人

四 共同生活住居 ゆうなぎの家 9人

（定員の遵守）

第6条 災害その他のやむを得ない事情を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

第四章 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制、設備の概要、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した文書を交付して説明を行い、提供開始についての同意を得る。

(入退居)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営む事に支障がない者に提供する。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。

3 居室が空いていない場合、入居の必要がない場合等、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を拒否しない。

4 入居申込者が入院治療を必要とする等、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

5 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。また入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を可能な限り図る。

6 入居者の退居の際には、入居者及びその家族の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。

7 入居者の退居に際しては、入居者またはその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供記録)

第9条 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活の名称を、退去に際しては退去の年月日を、入居者の被保険者証に記載する。

2 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録する。

(受給資格等の確認)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活

介護を提供するように努める。

（要介護認定の申請に係る援助）

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の開始に際し、要介護認定を受けていない入居申込者については、当該入居申込者の意向を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了日30日前には行われるような必要な援助を行う。

（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 第12条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供により、利用者の多様な活動を確保する。
- 3 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 4 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、入居者又はその家族に対し、その内容等について説明し、利用者の同意を得るとともに、当該認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付する。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、介護従業者と実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

- 第13条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、入居者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送る事が出来るよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、入居者一人1人の人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況及び理由を記録する。
- 6 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

- 第14条 介護は入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
 - 3 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従業者が共同で行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第15条 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行う。
- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行う。
 - 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保する。

(利用料等の受領)

- 第16条 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費を控除して得た額の支払いを受ける。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者・指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその入居者から支払を受ける利用者の額と、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。
 - 一 食費 朝食 370 円 昼食 430円 夕食 430円 おやつ代 50円
 - 二 おむつ代 実 費
 - 三 緊急を要す病院受診の同行、もしくは協力病院以外の受診を職員で行った場合、以下の額を負担いただく。
1時間以上2時間未満 1,000円 2時間以上3時間未満2,000円 3時間以上3,000円

四 退去時費用 著しく居室内の汚れが目立つ場合原状に戻す実費
退去の際に処分するごみ代の実費

五 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得る。

訪問看護ステーションにかかる費用など 実費

5 その他の費用

- | | |
|-----------|-----------|
| 一 家賃（管理費） | 1,000 円／日 |
| 二 水道光熱費 | 300 円／日 |

6 利用料の支払は、現金又は金融機関口座振替により、指定期日までに受ける。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第17条 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合はその提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービスの提供証明書を交付する。

第五章 入居に当たっての留意事項

（日課の励行）

第18条 入居者は、管理者や介護従業者などの指導による日課を励行し、共同生活住居内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

第19条 入居者が、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（衛生保持）

第20条 入居者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

（禁止行為）

第21条 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第六章 非常災害対策

(非常災害対策)

第22条 共同生活住居の非常災害対策については、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、火気・消防等についての責任者を置き次のとおり万全を期す。

- 一 火気・消防等についての責任者に管理者を充てる。
- 二 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時・就業時に行う。
- 三 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するよう努める。
- 四 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自営消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。又、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- 五 火気消防等についての責任者は、次のとおり従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
 - (一) 年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練
 - (二) 年2回以上の入居者を含めた総合訓練
 - (三) 随時、非常災害用設備の使用方法的徹底
- 六 その他必要な災害防止対策、事業継続計画（BCP）についても必要に応じ対処する体制を取る。

第七章 その他運営に関する重要事項

(入居者に関する市町村への通知)

第23条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見に付しその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき
- 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第24条 入居者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務体制を定める。

- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

- 3 従業者に対し、資質向上のために研修の機会を確保する。

(衛生管理)

第25条 入居者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

(緊急時の対応)

第26条 現に指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医の指示又はあらかじめ定めた協力医療機関、訪問看護ステーションへの連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(協力医療機関等)

第27条 入居者の病状の急変等のための協力医療機関は次のとおりである。

- 一 名称 町立富来病院
- 二 所在地 石川県羽咋郡志賀町富来地頭町7の110番地の1

2 入居者の病状の急変等のための協力医療機関は次のとおりである。

- 一 名称 ホームケアステーション歩来
- 二 所在地 石川県羽咋郡志賀町高浜町ヤ13-5

3 入居者のための協力歯科医療機関は次のとおりである。

- 一 名称 てらい歯科クリニック
- 二 所在地 石川県羽咋郡志賀町富来領家町ソの6の2

4 入居者の休日夜間等における緊急時の対応協力施設は次のとおりである。

- 一 名称 特別養護老人ホームアイリス
- 二 所在地 石川県羽咋郡志賀町給分ホの3番1

(掲示)

第28条 共同生活住居に見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者等の勤務体制、協力医療機関、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第29条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 共同生活住居の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 3 サービス担当者会議において、入居者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(広告)

第30条 虚偽又誇大な広告をしない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第31条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して、共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、共同生活住居からの退去者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第32条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるために窓口を設置する。

・あやめケアセンター 事務所

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情等を記録する。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め、又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 市町村からの求めがあった場合には、前項の改善内容を市町村に報告する。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う
- 6 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(調査への協力等)

第33条 提供した指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護が行われているかどうか確認するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第34条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との密接な交流を行う。

- 2 提供した指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力する。

(事故発生時の対応)

第35条 指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に対してとった処置を記録する。

3 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第36条 共同生活住居ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第37条 事業者は、従業者、施設、設備構造、会計に係る記録を整備する。

2 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

一 指定認知症対応型共同生活介護計画・指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画

二 提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 身体的拘束等の耐用及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の木露紙。

四 第23条に規定する市町村への通知に係る記録

五 入居者及びその家族からの苦情の内容等の記録

六 事故の状況及び事故に際して取った処置の記録

(その他)

第38条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人麗心会の理事会で定めるものとする。

附 則 この規程は平成14年12月 1日から施行する。

平成17年 9月 1日一部改正する。「痴呆」→「認知症」・「富来」→「志賀」

平成29年4月1日一部改正する。

令和元年10月1日一部改正する。

令和4年10月1日一部改正する。

令和8年4月1日一部改正する。